

事業計画概要書

日進市長 宛て				年 月 日
				住所 事業者 氏名 電話
日進市開発等事業に関する手続条例第 8 条に規定する事業計画概要書について、同条例に係る手続等規則第 4 条の規定に基づき、次のとおり協議します。				
1 事業の名称(目的)				
2 事業計画の概要				
3 事業区域の所在地	所在地		地目(現況)	所有者
	日進市 (土地区画整理事業施行中の場合は、 仮換地及び従前地を記入)			
4 事業区域面積		m ²		
5 事業の予定期間		年 月 日から 年 月 日		
6 土地に対する規制状況				
添付図書 付近見取図、開発等事業区域に係る公図(土地区画整理事業施行区域内においては仮換地図・仮換地証明(保留地の場合は保留地証明))の写し、事業予定地の所有者の意思が確認できる書類(駐車場の造成の場合を除く。)、現況平面図・断面図(造成(掘削)計画平面図・断面図に併記可)、造成(掘削)平面図・断面図(現況平面図・断面図に併記可)、排水計画図(造成(掘削)計画平面図・断面図に併記可)、土地利用計画図(駐車場の造成の場合に限る。)、復旧計画図(復旧計画がある場合に限る。)、搬入搬出土の土量計算書(搬入搬出土がある場合に限る。)、埋立てに用いる土砂の取得先及び土砂の種類を示す書類(埋立てに用いる土砂がある場合に限る。)、流量調整対策を示す書類(水面の埋立ての場合に限る)、排水計画計算書及び施設の設計図等その他事業に係る参考資料、資金計画書(土砂の採取又は土地改良事業の場合に限る。)、近隣住民及び周辺住民の周知区域図、関係課協議書				
※事業計画概要書受付番号		受付年月日		
		受付番号		

※印欄には記入しないでください。

事業に関する問い合わせ先

工事施工計画	作業予定時間		
	採取工法		
	掘削の高さ		
	掘削の傾斜		
	隣接地との保安距離		
	土砂の一時堆積方法		
	木竹の処分方法及び処分先		
搬出計画	搬出土量		m ³
	車両台数		1日あたり t 車 台
	土砂の使用目的		
	搬出先		
	搬出経路		
搬入計画	搬入土量		m ³
	車両台数		1日あたり t 車 台
	土砂の発生先		
	搬入経路		
	土砂の種類		
復旧計画等	境界杭の保護対策		
	法面の保護方法		
	雨水排水対策		
	農地改良	隣接水田の給排水対策	
	土石採取	山林の造林計画	
	資材置場	油水等の対策	
用地選定の理由			

関係課協議書(事業計画概要書添付用)

この用紙に記入の上、事業計画概要書に添付すること。

協議項目及び内容等	事前明示 年 月 日 対応職員名	指摘事項及び対応策	指摘後 確認日 対応職員名
●都市計画課 1 土地開発行為に関する指導要綱に係る事前協議 市街化調整区域 1ha を超える開発行為 →該当・非該当 【指摘事項】有・無		土地開発行為協議申出 □土地開発行為協議申出書 ※申出書の提出は、手続条例協定締結以降。事前に愛知県都市計画課と協議を行うことは可能。	
2 生産緑地地区の指定 有・無 【指摘事項】有・無			
3 都市計画法第53条許可 (都市計画施設の区域内、又は市街地開発事業施行区域での建築の場合。ただし、同条第3項に掲げる区域を除く。) 許可申請の必要性 要・不要 【指摘事項】有・無			
4 駐車場法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (1)一般公共の用に供する駐車場で、駐車場の用に供する部分の面積が 500㎡以上かつ駐車料金を徴収する駐車場に該当 有・無 (2)「他の施設の附属物」又は「建築物」の駐車場に該当 有・無 【指摘事項】有・無		届出書 □駐車場法第12条・第13条 □高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条 □「駐車場法・バリアフリー新法に基づく届出のガイドライン」(愛知県)を確認のこと。	
5 屋外広告物法 屋外広告物設置予定の有無 有・無 【指摘事項】有・無		□屋外広告物表示等許可申請が必要な場合があるので、市都市計画課屋外広告物担当に確認すること。	

6 国土利用計画法 ☐ 市街化区域 2,000m ² 以上の土地取引		土地売買等の届出書 ☐ 土地売買等届出書	
☐ 市街化調整区域 5,000m ² 以上の土地取引 ☐ 上記以外→非該当 【指摘事項】 有・無		※権利取得者は、契約締結日を含めて2週間以内に届出を行う。 ☐ 届出不要	
7 都市再生特別措置法 (1) 住宅の開発・建築行為 有・無 (無の場合、届出不要) ・居住誘導区域 区域内・区域外 (区域内の場合、届出不要)		都市再生特別措置法に基づく届出の対象となる行為 【住宅の開発・建築行為】 ・居住誘導区域外 ☐ 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ☐ 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000 m ² 以上のもの ☐ 上記該当無し(届出不要)	
(2) 誘導施設の開発・建築行為 有・無 (無の場合、届出不要) ・誘導施設(小売店舗)の店舗面積 ☐ 1,500 m ² 以下 ☐ 1,501 m ² ～3,000 m ² ☐ 3,000 m ² を超える (1,500 m ² 以下の場合、届出不要) ・都市機能誘導区域 【住宅地型】 区域内・区域外 【駅周辺型】 区域内・区域外 【指摘事項】 有・無		【誘導施設の開発・建築行為】 ・都市機能誘導区域外 ☐ 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合 ☐ 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ☐ 建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ☐ 上記該当無し(届出不要)	

●農政課 1 農地法 (1)農地転用 許可要・届出要・いずれも不要 (2)その他 【指摘事項】有・無		許可要 □4・5条許可申請書 届出要 □4・5条届出書	
2 農業振興地域の整備に関する法律 (1)農業振興地域の指定 農振農用地内・農振農用地外 (2)農振除外の見込み (農振農用地内の場合のみ) 有・無 【指摘事項】有・無		□農用地利用計画変更申出書	
3 農業用施設 施設への影響 有・無 【指摘事項】有・無		申請書又は原形変更計画図 □土地改良財産原形変更工事施工承認 申請書 □原形変更計画図	
4 森林法 (1)地域対象民有林の指定 有・無 (2)その他 【指摘事項】有・無		届出書 □伐採及び伐採後の造林の届出 □森林の土地所有者変更届	
●市街地整備課 1 土地区画整理事業 (1)土地区画整理事業 □施行中 ()土地 □施行完了 区画整理事業 □施行地区外 (2)その他 【指摘事項】有・無		□事前協議書提出時に 76 条申請を当該区画整理組合に提出すること。 □その他	
2 公園等(愛知県尾張建設事務所建築課から公園等の設置が必要と指摘を受けた場合) (1)公園等の種類 公園・緑地・広場 (2)配置、規模の確認 支障有・支障無 (3)その他 【指摘事項】有・無			

●道路河川課 (市道以外の場合は、各管理者と協議すること。) 1 排水 ・接続箇所数()箇所 ・接続先 □道路 U 型側溝 □集水桝(既設) □集水桝(新設) □水路(排水路) □水路(用水路) □その他() ・接続先管理者 □日進市 □愛知県 □国 □その他() (1)排水管の位置及び箇所数 支障有・支障無 (2)許可申請の必要性 有・無 (3)雨水抑制対策の必要性 有・無(理由：) (有の場合、排水計画計算書を添付すること。) (4)日進市以外との協議の必要性 有・無 (有の場合、協議先等を記述すること。) (5)その他 【指摘事項】 有・無		申請書 □道路に関する工事の設計及び実施計画承認申請書 □道路占用許可申請書 □公共用物使用収益許可申請書 □排水計画計算書 簡易計算書 その他() 協議先及び対応内容 □愛知県尾張建設事務所 □区画整理組合() □その他() チェックがある場合記入 (協議日： 年 月 日) (担当者名：)	
2 乗り入れ口 ・箇所数 ()箇所 ・乗り入れ幅 最大()m ・歩道 有・無 ・接続先 □市道 □県道 □その他() (1)位置及び箇所数 支障有・支障無			

(2)許可申請の必要性 有・無 (有の場合、その内容等を記述すること。) (3)日進市以外との協議の必要性 有・無 (有の場合、協議先等を記述すること。) (4)その他 【指摘事項】有・無		申請内容 □側溝蓋掛け □歩道切下げ □その他() 申請書 □道路に関する工事の設計及び実施計画承認申請書 □道路占用許可申請書 □公共用物使用収益許可申請書 協議先及び対応内容 □愛知県尾張建設事務所 □区画整理組合() □その他() チェックがある場合記入 (協議日： 年 月 日) (担当者名：)	
3 駐車場の配置 ・駐車台数()台 (1) 4 台以上連続(ハーモニカ)駐車 有・無 (有の場合、車間スペースを確保すること。) (2)駐車形態 支障有・支障無 (3)その他 【指摘事項】有・無		車間スペース □()m×()箇所	
4 新設道路 (1)新設道路 有・無 (2)道路の引継ぎ予定 有・無 (3)道路の構造 ・幅員 最低()m ・勾配 最大()% 最小()% ・隅切り 最低()m ・その他() 支障有・支障無			

(4)既存道路との接続 接続先 □市道 □その他() (協議先等も記述すること。) 支障有・支障無 ※交差点に関しては、愛知警察署交通規制係と協議し、その内容を所定の欄に記載すること。		協議先及び対応内容 □協議先() □対応内容() (協議日： 年 月 日) (担当者名：)	
(5)区画線、道路反射鏡、道路照明施設等の設置 設置する・設置しない (6)その他 【指摘事項】有・無		設置内容 □区画線 □道路反射鏡 □道路照明施設 □その他() ※防犯灯については、防災安全課と協議すること。	
5 新設排水施設(道路側溝以外) (1)新設排水施設 有・無 (2)排水施設の引継ぎ予定 有・無 (3)排水施設の構造 支障有・支障無 (4)既存排水施設との接続 支障有・支障無 (5)その他 【指摘事項】有・無			
6 特定都市河川浸水被害対策法(境川流域内での事業の場合) 特定都市河川流域 流域内・流域外 許可申請の必要性 要・不要 【指摘事項】有・無			
7 事業用地の確認 (1)土地の確定資料の有無 有・無 (2)官民境界の確定 確定済み (年 月 日) 未確定 (申請中・未申請) (3)隣接公共用地管理者の別 日進市・愛知県・国 【指摘事項】有・無		資料 □官民境界確定図 (No.) □法務局提出図面 □区画整理換地図 □土地改良換地図 □その他資料()	

●下水道課 1 供用開始区域 □区域内 既設取付管 有・無 関連工事費(延べ面積が 3,000m² 以上のときに届出の対象となる場合があります。) 対象・対象外 □区域外(上記以外) 整備予定 有(年)・無 □その他(農業集落排水・三ヶ峯台団地・南山エピック団地・五色園団地) 【指摘事項】 有・無		申請書又は届出書 □下水道施設設置工事承認申請書 □取付管設置位置申請書 □共同住宅等の建設事業計画届出書 申請書(区域外流入の場合) □下水道施設設置工事承認申請書 □制限行為(変更)許可申請書 ※その他の場合は、既設取付管及び加入負担金等の有無を確認すること。	
2 排水設備の設置 有・無 (1)汚水の種類 生活污水・事業系・その他 (2)排水設備の申請又は届出 要・不要 (3)その他 【指摘事項】 有・無		申請書又は届 □排水設備等工事計画確認申請書 □除害施設工事計画確認申請書 □排水設備等工事届(団地污水) □除害施設設置工事届(団地污水)	
●環境課 1 ごみ・資源集積所の設置の必要性 (1)事業系廃棄物 有・無		□位置図及び平面図・立面図・構造図の提出 ※完了検査前に着工前後・施工中(鉄筋の状態が分かるもの)の写真を提出すること。	

(2)家庭系廃棄物 有・無 ・集合住宅 → 要 ・宅地開発 6 戸以上 → 要 ・宅地開発 6 戸未満 → 地縁団体等の代表者の意見を 確認した上で市と協議を行っ た結果、近接の集積所の使用 について、市が適切だと認め たときは、設置不要		□ごみが発生しないため設置不要 【意見確認】 確認先() 設置希望 有・無 (確認日： 年 月 日)	
		【市との協議結果】 設置の必要性： 要・不要	
【指摘事項】 有・無 2 ごみ・資源集積所の規模 (1)事業系 設置面積(有効) m² (2)家庭系 設置面積(有効) m² ・必要となる有効面積 計画戸数 戸 $3.3\text{m}^2 + 0.15\text{m}^2 \times (\text{計画戸数} - 10) =$ m² (3)計画図等に有効面積の表示 有・無 【指摘事項】 有・無			
3 ごみ・資源集積所の配置及び構造の 確認 (1)計画図等に位置・構造(サイズ・鉄 筋・勾配・フック・グレーチング)の 表示 有・無 (2)コンテナ等の設置 有・無 ※宅地開発は設置不可 【指摘事項】 有・無		サイズ 幅 mm× 奥行 mm× 高 mm	

4 ごみ・資源集積所の引継ぎ 有・無 【指摘事項】有・無			
5 騒音、振動発生施設(空調設備等)の設置 有・無 【指摘事項】有・無		□設置工事開始日の 30 日前までに特定施設設置届出書の提出	
6 専用水道、簡易専用水道施設の設置 有・無		□専用水道確認申請書の提出 □簡易専用水道設置届出の提出	
【指摘事項】有・無			
●防災安全課 1 防犯灯設置の必要性(開発区域内に引継ぎ予定の道路がある場合) 有・無 【指摘事項】有・無			
2 消防活動空地 (1)設置 ※消防活動の見地からの設置場所等を尾三消防本部日進消防署予防課と協議すること。 要・不要 (2)配置、規模 支障有・支障無 (3)その他 【指摘事項】有・無			
3 消防水利 (宅地開発の区域面積が 3,000m ² 以上の場合) ※防火水槽等を設置する場合、消防活動の見地からの設置場所等を尾三消防本部日進消防署予防課と協議すること。			

(1)防火水槽等の配置、規模 支障有・支障無 (2)その他 【指摘事項】有・無			
●学び支援課 埋蔵文化財 有・無 【指摘事項】有・無			
●尾三消防本部日進消防署予防課 0561-73-0119 ※先に市防災安全課と協議のこと。 ※消防活動空地及び消防水利の設置 位置等を消防活動的見地から確認 (市防災安全課との協議によ			
り事業区域内に消防活動空地、消防水利等を設置することとした場合は、予防課とも協議が必要となる。また、予防課との協議によりさらに他課とも協議する必要がある場合もある。) 支障有・支障無 【指摘事項】有・無			
●愛知警察署交通規制係 東郷町：0561-39-0110 ※愛知警察署と協議を行うにあたっては、必ず事前に連絡の上、日程調整を行うようにしてください。事前連絡することなく直接訪問することがないようにしてください。 1 宅地開発 (1)道路の交差点協議 (既存道路と新設道路との接続) 支障有・支障無 (2)横断歩道、停止線等交通標識の設置 要・不要 (3)その他		□道路法第 95 条の 2 に基づく協議書	

【指摘事項】有・無			
2 集合住宅・特定用途建築物 (道路交通法第 44 条各号に規定されている箇所に自動車乗り入れ口を設ける場合) (1)乗り入れ口の位置 支障有・支障無 (2)その他			
【指摘事項】有・無			
●愛知中部水道企業団給水課 東郷町：0561-38-0035 給水の確認 支障有・支障無			
【指摘事項】有・無			
●愛知県尾張建設事務所建築課 052-961-7211 1 都市計画法関係 (1)市街化区域内の開発行為許可申請			
の必要性 要・不要 (2)市街化調整区域内の開発行為許可・建築等許可申請の必要性 要 (許可要件：) 不要 (3)公園等(開発区域の面積が 3,000 m ² 以上で、開発行為許可申請が必要な場合)における都市計画法施行令第 25 条第 6 号ただし書の適用 有 公園等設置不要 無 公園等設置必要		□副申書 ※市開発担当と調整すること。 ※公園等設置が必要となる場合は、配置・規模等が分かる計画図面を持参の上、市公園緑地担当と協議すること。開発区域に設置すべき公園等の規模については、条例第 28 条の開発行為に係る制限の強化規定が適用されます。	

【指摘事項】有・無			
●愛知県都市計画課盛土対策室 052-954-6119 宅地造成及び特定盛土等規制法 （宅地造成等工事規制区域内・特定盛 土等規制区域内の場合） 許可申請の必要性 要・不要 【指摘事項】有・無			
●愛知県尾張建設事務所維持管理課 052-961-7211 砂防法(砂防指定地内の場合) 許可申請の必要性 要・不要 【指摘事項】有・無			

日 進 市 役 所 電 話 0561-73-7111(代 表)

閲覧用事業計画概要書

年 月 日		
日進市長 宛て		
住所 事業者 氏名		
日進市開発等事業に関する手続条例第 8 条に規定する事業計画概要書について、同条例に係る手続等規則第 4 条の規定に基づき、次のとおり協議します。		
1 事業の名称(目的)		
2 事業計画の概要		
3 事業区域の所在地	所在地	地目(現況)
	日進市 (土地区画整理事業施行中の場合は、仮換地及び従前地を記入)	
4 事業区域面積	㎡	
5 事業の予定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
6 土地に対する規制状況		
添付図書 付近見取図、現況平面図・断面図(造成(掘削)計画平面図・断面図に併記可)、造成(掘削)平面図・断面図(現況平面図・断面図に併記可)、排水計画図(造成(掘削)計画平面図・断面図に併記可)、土地利用計画図(駐車場の造成の場合に限る。)、復旧計画図(復旧計画がある場合に限る。)		
※事業計画概要書受付番号	受付年月日	
	受付番号	

※印欄には記入しないでください。

事業に関する問い合わせ先

安全対策計画書

年 月 日		
日進市長 宛て		
住所 事業者 氏名 電話		
日進市開発等事業に関する手続条例第 12 条に規定する安全対策計画書について、同条例に係る手続等規則第 8 条の規定に基づき、次のとおり協議します。		
1 事業計画概要書受付番号	受付年月日	
	受付番号	
2 事業の名称(目的)		
3 事業区域の所在地	日進市 (土地区画整理事業施行中の場合は、仮換地及び従前地を記入)	
4 事業区域の防護対策	侵入防止策	
	出入口の構造	
5 通学に対する安全対策	事業地における対応	
	搬入搬出経路における対応	
6 公共用物の保護対策	道路	
	水路	
7 公害対策	騒音・振動その他公害	
	土砂の飛散	
	土砂・汚濁水の流出	
添付図書 ・宅地開発又は建築の場合 工事の工程表、工事の作業予定時間計画書、工事車両の運行計画書及び運行経路図、工事中の安全警備計画図、工事中の騒音及び振動の防止対策計画書、関係課協議書 ・土地の用途又は区画形質の変更の場合 工事の工程表、工事の作業予定時間計画書、工事車両の運行計画書及び運行経路図、工事中の安全警備計画図、工事中の騒音及び振動の防止対策計画書、周囲の工作物、井戸水の利用状況等についての調査状況及び損害発生時における対応方法に関する図書(駐車場の造成の場合を除く。)、侵入防止柵の構造図、沈砂池平面図、断面図及び構造図、関係課協議書		

事業に関する問い合わせ先

関係課協議書(安全対策計画書添付用)

この用紙に記入の上、安全対策計画書に添付すること

協議項目及び内容等	事前明示 年 月 日 対応職員名	指摘事項及び対応策	指摘後 確認日 対応職員名
●道路河川課 1 工事車両等の通行に関すること (1)大型車両通行の可能性 有・無 (2)市道等への支障 有・無 (3)許可申請の必要性 有・無 2 仮設工(鉄板敷、仮囲い等)に伴う許可申請 有・無 (有の場合、その内容等を記述すること。) 3 その他 【指摘事項】有・無		申請書 □道路・水路使用許可申請書 □その他 大型車台数 (台/日・ 日) 申請内容 □鉄板敷 □仮囲い □その他() 申請書 □道路に関する工事の設計及び実施計画承認申請書 □道路占用許可申請書 □公共用物使用収益許可申請書	
●環境課 工事中の騒音・振動に関すること 重機等(バックホウ等)の使用 有・無 【指摘事項】有・無		□作業開始日の 7 日前までに特定建設作業実施届出書の提出	
●学校教育課 通学路の指定 有・無 【指摘事項】有・無		□最大積載量 3t 以上の車両による搬入は、午前 8 時 30 分以降とする。 □交通誘導員を配置する。	
●愛知警察署交通規制係 東郷町：0561-39-0110			

※愛知警察署と協議を行うにあたっては、必ず事前に連絡の上、日程調整を行うようにしてください。事前連絡することなく直接訪問することがないようにしてください。 1 交通規制の確認 支障有・支障無 2 道路使用(道路交通法第 77 条第 1 項)の許可申請 要・不要 3 その他 【指摘事項】有・無			
---	--	--	--

日 進 市 役 所

電 話

0561-73-7111(代 表)

閲覧用安全対策計画書

年 月 日		
日進市長 宛て		
住所		
事業者 氏名		
日進市開発等事業に関する手続条例第 12 条に規定する安全対策計画書について、同条例に係る手続等規則第 8 条の規定に基づき、次のとおり協議します。		
1 事業計画概要書受付番号	受付年月日	
	受付番号	
2 事業の名称(目的)		
3 事業区域の所在地	日進市 (土地区画整理事業施行中の場合は、仮換地及び従前地を記入)	
4 事業区域の防護対策	侵入防止策	
	出入口の構造	
5 通学に対する安全対策	事業地における対応	
	搬入搬出経路における対応	
6 公共用物の保護対策	道路	
	水路	
7 公害対策	騒音・振動その他公害	
	土砂の飛散	
	土砂・汚濁水の流出	
添付図書 工事の工程表、工事の作業予定時間計画書、工事車両の運行計画書及び運行経路図、工事 中の安全警備計画図、工事中の騒音及び振動の防止対策計画書		

事業に関する問い合わせ先

事業周知看板

事業計画のお知らせ		(受付番号： 日 第 一 号)	
事業の目的			
事業の概要			
事業区域			
地 目			
事業の面積	m ²		
掘削の深さ／傾斜	m	／	度
搬出する土量	m ³		
搬出先			
搬入する土量	m ³		
搬入する土砂の発生先			
搬入する土砂の種類			
事業者 氏名（会社名） 住所 連絡先			
工事期間	年 月 日	～	年 月 日
看板設置日	年 月 日		

この看板は、日進市開発等事業に関する手続条例第 9 条の規定により設置するものです。
この内容についてのお問い合わせは次の連絡先にお願いします。

問い合わせ先 氏名
 電話番号

注 看板の大きさは、縦 80 センチメートル以上、横 80 センチメートル以上とする。

事業周知看板設置届

日進市長 宛て		年 月 日
住所		
事業者 氏名		
電話		
日進市開発等事業に関する手続条例第 9 条に規定する事業周知看板の設置について、同条例に係る手続等規則第 5 条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。		
1 事業計画概要書受付番号	受付年月日	
	受付番号	
2 事業の名称(目的)		
3 事業区域の所在地	日進市 (土地区画整理事業施行中の場合は、仮換地及び従前地を記入)	
4 看板設置箇所		
4		
添付図書 設置箇所図(事業周知看板設置届に記載できない場合)、看板設置写真(遠景及び近景)		

事業に関する問い合わせ先

事業説明報告書

日進市長 宛て		年 月 日
住所 事業者 氏名 電話		
日進市開発等事業に関する手続条例第 10 条に規定する事業計画の説明を行いましたので、 同条例に係る手続等規則第 6 条の規定に基づき、次のとおり報告します。		
1 事業計画概要書受付番号	受付年月日	
	受付番号	
2 事業の名称(目的)		
3 事業区域の所在地	日進市 (土地区画整理事業施行中の場合は、仮換地及び従前地を記入)	
4 説明者		
5 周知区域図		
4		
添付図書 周知区域を示した公図及び周知区域内の建築物の所在状況を示した 1／2500 以上の地図		

事業に関する問い合わせ先

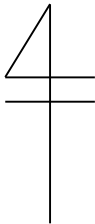
近隣住民及び周辺住民説明結果

対照番号	種別	説明方法	説明年月日	説明に対する意見	意見に対する回答
地 縁 団 体 等 の 代 表 者 (区 長 及 び 自 治 会 長)		訪問 投函 郵送 その他 ()			
	土地所有者 建物所有者 建物占有者	訪問 投函 郵送 その他 ()			
	土地所有者 建物所有者 建物占有者	訪問 投函 郵送 その他 ()			
	土地所有者 建物所有者 建物占有者	訪問 投函 郵送 その他 ()			
	土地所有者 建物所有者 建物占有者	訪問 投函 郵送 その他 ()			

近隣住民及び周辺住民説明結果

対照番号	種別	説明方法	説明年月日	説明に対する意見	意見に対する回答
	土地所有者 建物所有者 建物占有者	訪問 投函 郵送 その他 ()			
	土地所有者 建物所有者 建物占有者	訪問 投函 郵送 その他 ()			
	土地所有者 建物所有者 建物占有者	訪問 投函 郵送 その他 ()			
	土地所有者 建物所有者 建物占有者	訪問 投函 郵送 その他 ()			
	土地所有者 建物所有者 建物占有者	訪問 投函 郵送 その他 ()			

安全対策説明報告書

日進市長 宛て			年 月 日
住所			
事業者 氏名			
電話			
日進市開発等事業に関する手続条例第 13 条に規定する事業計画の説明を行いましたので、 同条例に係る手続等規則第 9 条の規定に基づき、次のとおり報告します。			
1 事業計画概要書受付番号	受付年月日		
	受付番号		
2 事業の名称(目的)			
3 説明者			
4 周知区域図			
			
添付図書 周知区域を示した公図及び周知区域内の建築物の所在状況を示した 1/2500 以上の地図			

事業に関する問い合わせ先

近隣住民及び周辺住民説明結果

対照番号	種別	説明方法	説明年月日	説明に対する意見	意見に対する回答
地 縁 団 体 等 の 代 表 者 (区 長 及 び 自 治 会 長)		訪問 投函 郵送 その他 ()			
	土地所有者 建物所有者 建物占有者	訪問 投函 郵送 その他 ()			
	土地所有者 建物所有者 建物占有者	訪問 投函 郵送 その他 ()			
	土地所有者 建物所有者 建物占有者	訪問 投函 郵送 その他 ()			
	土地所有者 建物所有者 建物占有者	訪問 投函 郵送 その他 ()			

近隣住民及び周辺住民説明結果

対照番号	種別	説明方法	説明年月日	説明に対する意見	意見に対する回答
	土地所有者 建物所有者 建物占有者	訪問 投函 郵送 その他 ()			
	土地所有者 建物所有者 建物占有者	訪問 投函 郵送 その他 ()			
	土地所有者 建物所有者 建物占有者	訪問 投函 郵送 その他 ()			
	土地所有者 建物所有者 建物占有者	訪問 投函 郵送 その他 ()			
	土地所有者 建物所有者 建物占有者	訪問 投函 郵送 その他 ()			

事前協議書

年 月 日			
日進市長 宛て			
住所 事業者 氏名 電話			
日進市開発等事業に関する手続条例第 15 条に規定する事前協議書について、同条例に係る手続等規則第 11 条の規定に基づき、次のとおり協議します。			
1 事業計画概要書受付番号	受付年月日		
	受付番号		
2 事業の名称(目的)			
3 事業区域の所在地	日進市 (土地区画整理事業施行中の場合は、仮換地及び従前地を記入)		
4 事業計画概要書からの変更の有無 (有 無)			
5 変更点	変更内容		
	変更前		変更後
	変更内容		
	変更前		変更後
	変更内容		
	変更前		変更後
添付図書			
・ 宅地開発又は建築の場合 事業計画概要書に添付した図書と比して変更前後が分かる図書(変更がある場合に限る。)、地区計画、地区街づくり協定、建築協定が設定されている場合は、それぞれの基準に適合していることを証する書類(手続中である場合は、この限りでない。) ・ 土地の用途又は区画形質の変更の場合 事業計画概要書に添付した図書と比して変更前後が分かる図書(変更がある場合に限る。)、開発等事業区域の確定図の写し(駐車場の造成の場合を除く。)、隣接地の所有者の同意を確認できる書類(駐車場の造成の場合を除く。)、受益地の所有者の同意を確認できる書類(農業の用に供するため池の埋立ての場合に限る。)、土砂等搬入搬出車両一覧表(駐車場の造成の場合を除く。)			

事業に関する問い合わせ先

閲覧用事前協議書

日進市長 宛て				年 月 日	
住所					
事業者 氏名					
日進市開発等事業に関する手続条例第 8 条に規定する事業計画概要書について、同条例に係る手続等規則第 11 条の規定に基づき、次のとおり協議します。					
1 事業計画概要書受付番号	受付年月日				
	受付番号				
2 事業の名称(目的)					
3 事業区域の所在地		日進市 (土地区画整理事業施行中の場合は、仮換地及び従前地を記入)			
4 事業計画概要書からの変更の有無 (有 無)					
5 変更点	変更内容				
	変更前		変更後		
	変更内容				
	変更前		変更後		
	変更内容				
	変更前		変更後		
添付図書					
・ 宅地開発又は建築の場合 閲覧用事業計画概要書に添付した図書との変更前後が分かる図書(変更がある場合に限る。)、地区計画、地区街づくり協定、建築協定が設定されている場合は、それぞれの基準に適合していることを証する書類(手続中である場合は、この限りでない。)					
・ 土地の用途又は区画形質の変更の場合 閲覧用事業計画概要書に添付した図書との変更前後が分かる図書(変更がある場合に限る。)、土砂等搬入搬出車両一覧表(駐車場の造成の場合を除く。)					

事業に関する問い合わせ先

特定開発等事業着手届

年 月 日		
日進市長 宛て		
住所		
事業者 氏名		
電話		
年 月 日に協定を締結した特定開発等事業について、工事に着手しますので、届け出ます。		
1 事業計画概要書受付番号	受付年月日	
	受付番号	
2 事業の名称(目的)		
3 事業区域の所在地	日進市 (土地区画整理事業施行中の場合は、仮換地及び従前地を記入)	
4 工事着手年月日		

事業計画看板(特定開発等事業)

当初計画からの変更点			
受付番号	日 第 一 号	受付年月日	年 月 日
当初計画からの変更の有無		有 ・ 無	
変更内容			
変更前		変更後	
変更内容			
変更前		変更後	
変更内容			
変更前		変更後	
変更内容			
変更前		変更後	
看板設置日	年 月 日		

この看板は、日進市開発等事業に関する手続条例第 20 条の規定により設置するものです。

この内容についてのお問い合わせは次の連絡先をお願いします。

問い合わせ先 氏名
電話番号

注 看板の大きさは、縦 80 センチメートル以上、横 80 センチメートル以上とする。
事業周知看板に隣接して掲示すること。

事業計画看板設置届

日進市長 宛て			年 月 日
住所 事業者 氏名 電話			
日進市開発等事業に関する手続条例第 20 条に規定する事業計画看板の設置について、同条例に係る手続等規則第 15 条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。			
1 事業概要(届出)書受付番号	受付年月日		
	受付番号		
2 事業の名称(目的)			
3 事業区域の所在地	日進市 (土地区画整理事業施行中の場合は、仮換地及び従前地を記入)		
4 看板設置箇所			
4			
添付図書 設置箇所図(事業計画看板設置届に記載できない場合)、看板設置写真(遠景及び近景)			

事業に関する問い合わせ先

変更計画書

日進市長 宛て				年 月 日	
				住所	
				事業者 氏名	
				電話	
日進市開発等事業に関する手続条例第 22 条に規定する変更計画書について、同条例に係る手続等規則第 17 条の規定に基づき、次のとおり協議します。					
1 事業計画概要書受付番号		受付年月日			
		受付番号			
2 事業の名称(目的)					
3 事業区域の所在地		日進市 (土地区画整理事業施行中の場合は、仮換地及び従前地を記入)			
4 事前協議書からの変更点	変更内容				
	変更前		変更後		
	変更内容				
	変更前		変更後		
	変更内容				
	変更前		変更後		
添付図書 変更前後が分かる図書					

事業に関する問い合わせ先

特定開発等事業完了届

日進市長 宛て			年 月 日
住所 事業者 氏名 電話			
日進市開発等事業に関する手続条例第 24 条に規定する完了届について、同条例に係る手続等規則第 19 条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。			
1 事業計画概要書受付番号	受付年月日		
	受付番号		
2 事業の名称(目的)			
3 事業区域の所在地	日進市 (土地区画整理事業施行中の場合は、仮換地及び従前地を記入)		
4 完了年月日			
添付図書 ・ 宅地開発又は建築の場合 別表に定める公共施設引継ぎに関する図書、道路・水路の破損に伴う補修状況報告書 ・ 土地の用途又は区画形質の変更の場合 毎日の土砂の搬入量及び取得先を示す書類(駐車場の造成の場合又は搬入土がない場合を除く。)、復旧状況を含めた事業の完了を地権者が確認したことを証する書類(駐車場の造成の場合を除く。)、採取した土砂の搬出先及び伐採した木竹の処分先を示す書類(駐車場の造成の場合又は搬出土及び伐採した木竹がない場合を除く。)、道路・水路の破損に伴う補修状況報告書			

事業に関する問い合わせ先

注 下水道については、日進市公共下水道事業に係る下水道施設設置工事の承認に関する規則第 3 号様式を用いてください。